

平成 30 年 8 月 29 日

各都道府県・政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿



環境省 環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長



PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル（第 5 版）等について（通知）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、政府が定めるポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 15 年環境省告示第 65 号。以下「基本計画」という。）が変更され、平成 28 年 7 月 26 日に告示されたところである。

基本計画に基づき、都道府県又は法第 26 条第 1 項の政令で定める市（以下「都道府県市」という。）においては、国、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）、電気保安関係等の事業者等と協力し、管内における未処理のポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）使用製品及び PCB 廃棄物（以下「PCB 廃棄物等」という。）を網羅的に把握するための調査（以下「掘り起こし調査」という。）を行った上で、PCB 廃棄物等に係る未処理事業者の一覧表を作成し、当該一覧表に記載された事業者に対し、処理の時期を確認するとともに、計画的処理完了期限までに、かつ、一日も早く JESCO への処理委託が行われるよう、必要な指導を行う必要がある。

平成 26 年 8 月に掘り起こし調査の効率的な調査、事業者への確認及び指導等の基本的な手法等について「未処理の PCB 使用製品及び PCB 廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第 1 版）」を取りまとめ、その後、掘り起こし調査のフォローアップによる更なる効果的・効率的な手法を追記した第 2 版、変圧器・コンデンサー等の期限内処理の達成に向けた掘り起こし調査の完了に向けた手順等を追記した第 3 版、安定器の掘り起こしを漏れなく行うための追加的な掘り起こし調査の作業手順を追記した第 4 版を順次取りまとめたところである。

今般、第 4 版に基づき実施した安定器の掘り起こしモデル調査の結果も踏まえ、安定器の掘り起こし調査をより効率的・効果的に行うための手法を追記した第 5 版を取りまとめた。

貴職におかれては、第 4 版に代わって第 5 版を活用し、具体的な目標期日を定め、PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を実施の上、一日も早い PCB 廃棄物の処理完了に向けて、適切に対応されたい。

なお、本年度、環境省において、照明器具の安定器の PCB 使用有無の調査及び PCB 使用照明器具の LED 照明への交換工事への一部補助を行う「PCB 使用照明器具の LED 化による CO2

削減推進事業」を実施していることから、貴管下の事業者にあわせて周知されたい。

また、第4版より、昭和52年3月以前に建てられた建物を所有する調査対象事業者リストの作成において、法務局・地方法務局又は市町村税担当課から、建物の登記情報又は登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報の提供を依頼することにより入手することとしている点、法務省及び総務省とも協議済みであるので申し添える。この点について、市町村税担当課からの情報については、政令市が自らの担当課より当該情報を得るだけでなく、都道府県が管下の市町村税担当課より当該情報の提供を受けることも可能である。都道府県におかれては、貴管下市町村に対してその旨連絡ありたい。

今後、本マニュアルを踏まえ、各都道府県市における掘り起こし調査の定量的な進捗状況について定期的に調査を行うことを予定している。

また、都道府県市が実施する掘り起こし調査を効率化、加速化するために掘り起こし調査においてどのような場所を調査することが有効かということの参考となる「PCB廃棄物等掘り起こし事例集」について、新たに事例を追加した第3版を取りまとめたことから、貴職におかれては、これを適宜参照し、適切に対応されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。